

枝幸町教育大綱

～ 心こころが結ぶ「森と海」

やさしさと活気あふれる北の理想郷 ～

をめざして



平成30年3月

枝 幸 町

枝幸町民憲章

私たちは、オホーツクの自然のなかで、たくましく生きる枝幸の町民です。
私たちは、郷土を愛し先人の開拓精神を受けつぎ、永遠に輝く町づくりを誓いこの憲章を定めます。

- きまりを守り共に支え合うところが結ぶ住みよい町をつくります
- 健康で共に安心して暮らせる潤いある豊かな町をつくります
- 社会に感謝し共に助け合い優しさで包み込む明るい町をつくります
- 教育を大切にし共に文化を高め希望と安らぎのある平和な町をつくります
- 自然の恵みに感謝し共に力を合わせ活気あふれる伸びゆく町をつくります

(平成28年11月3日制定)

枝幸町教育目標

《総括目標》

やさしさと活気あふれるふるさと枝幸の未来を切り拓く人になら^{あす}ましよう

《行動目標》

- いつでもどこでも、みんなで学び続けましょう。
- みんなで力を合わせ、自らのくらしを創りましょう。
- 人に優しく、思いやりの心を持ちましょう。
- 文化やスポーツに親しみ、心も体も健康にしましょう。
- 森と海の恵みに感謝し、自然とのふれあいを大切にしましょう。

(平成18年8月24日制定)

目 次

I. 大綱の位置づけ	1
II. 大綱の期間	1
III. 大綱の構成	
〈基本理念〉	1
〈重点目標〉	2
1 幼児教育・学校教育の充実	
2 生涯学習・スポーツの推進	
3 芸術・文化の振興	
4 国際・地域間交流の推進	

資料編

関係法令条文（抜粋）	3
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律【平成27年4月1日改正施行】	
○教育基本法【平成18年法律第120号】	

枝幸町教育大綱

I. 【大綱の位置づけ】

本大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、地方公共団体の長と教育委員会が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、基本的な認識を共有し、連携を密にして、施策を推進するため、その目標（理念）や施策の根本となる方針を定めるものです。

II. 【大綱の期間】

大綱の期間は、第2次枝幸町まちづくり計画の期間に鑑み、平成30年度から平成37年度の8年間とします。なお、計画期間中であっても、国の動向、社会・教育情勢の変化等に伴い、必要に応じて見直す場合があります。

(1) 計画期間

平成30年度から平成37年度

(2) 関連計画等の整理

大綱の策定にあたっては、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項の規定に基づく国の「教育振興基本計画」を参酌するとともに、本町の最上位計画である「第2次枝幸町まちづくり計画」の基本理念を踏まえ、教育分野の計画と整合性を図りながら、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とするものです。

III. 【大綱の構成】

大綱は、平成30年度から平成37年度までの8年間に、本町で推進する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本理念、重点的な目標で構成します。

<基本理念>

「生きる力と地域文化を育むまちづくり」

- 「生きる力」を身につけるため、地域の特性を活かした個性ある教育活動を実践し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を推進します。
- 生涯学習やスポーツ活動の振興を図り、学ぶ喜びを感じ、歴史や文化・芸術を楽しみ、ふるさと枝幸への誇りと愛着が持てる学びの環境づくりを推進します。

<重点目標>

1. 幼児教育・学校教育の充実

一人ひとりの特性を活かし、バランスのとれた「学力・体力と豊かな心」を身につけるため、幼児教育や地域・家庭に信頼される学校教育など教育内容の充実を図るとともに、教職員の資質・指導力の向上や子どもたちのサポート体制など教育環境の充実に努めます。

2. 生涯学習・スポーツの推進

生涯学習・社会教育の振興のため、読書・図書館活動や各種講座・教室など学習機会の充実を図るとともに、人材の育成と活用、多様な学習情報の提供に努めます。また、スポーツ活動の充実により住民の健康づくり・体力づくりを推進します。

3. 芸術・文化の振興

芸術・文化の振興と地域文化を継承し、地域における文化活動の奨励や優れた芸術文化活動に触れる機会の充実に努めます。また、地域の歴史を伝える貴重な文化財や郷土資料の収集と適切な保存を図り、文化財保護の啓発に取組み、地域の歴史・生活文化の継承に努めます。

4. 国際・地域間交流の推進

異文化との交流をとおして、自らの地域の文化や歴史の魅力を再確認するとともに、国際的な感覚を身につけ、グローバル社会に対応した人材を育成するため国際交流を推進します。また、異なる文化や歴史、産業などに触れ、体験することにより、豊かな心を育み、潤いのある生活を実現するため地域間交流の継続・発展を図ります。

資料編

関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律【平成27年4月1日改正施行】

（大綱の制定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法【平成18年法律第120号】

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実状に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

